第10回洋上風力発電に関する研究会

令和８年11月16日
鹿児島県商工労働水産部
エネルギー対策課

(1)　第９回研究会（令和８年３月26日）以降の県の取組について

①　令和8年度の「いちき串木野市沖（4県漁協支所の共同漁業権内）」の情報提供に当たって

②　国土交通省（航空局）意見への対応

③　国土交通省（海事局）意見への対応

(2)　令和８年度県事業の進捗状況について

(3)　セントラル方式におけるＪＯＧＭＥＣサイト調査について

● 第9回研究会（令和8年3月26日）以降の県取組について

南の宝箱 鹿児島

① 令和8年度の「いちき串木野市沖（4県漁協支所の共同漁業権内）」の情報提供に当たって

＜情報提供の受付期間＞

令和8年4月7日（火）～6月5日（金）

※　「準備区域」に整理された区域について、引き続き「有望区域」又は「準備区域」に整理されることを希望する場合には、内容を最新の情報に更新した上で改めて情報提供を行うことが必要

⇒　「いちき串木野市沖」について、令和7年度に「準備区域」に整理された際の各省庁意見への対応や、令和8年度の県事業の取組等の内容を反映し、**5月27日に改めて情報提供**を行った。

＜情報提供の主な内容＞

(1)　洋上風力発電事業を想定する区域の情報

(2)　セントラル方式におけるJOGMECサイト調査の希望の有無

・　国が行うサイト調査（風況、海底地盤、気象海象）について、県は当該区域の風況等の詳細データを有していないため、実施を希望している。

・　**調査の円滑な実施に向け、新たに、調査対象区域の関係者との調整状況を記載する項目が追加。**

(3)　海洋環境等調査（環境省が実施）に係る関係者との調整状況

・　法改正に伴い、新たに、調査対象区域の関係者との調整状況を記載する項目が追加。

● 第9回研究会（令和8年3月26日）以降の県取組について

南の宝箱 鹿児島

① 令和8年度の「いちき串木野市沖（4県漁協支所の共同漁業権内）」の情報提供に当たって

・ 「セントラル方式におけるJOGMECサイト調査」及び「海洋環境等調査」の概要について、いちき串木野市沖の関係者へ訪問などにより説明。

・ 具体的な説明内容は、調査手法（風況・海底地盤・気象海象）、海底地盤調査で使用する船舶や機材の例、調査地点で所用日数の占有が必要になること、環境省による海洋環境等調査の概要

※ 「セントラル方式におけるJOGMECサイト調査」は、案件形成の初期団体から国が主導的に関与し、迅速・効率的に調査等を行う仕組
※ 令和8年4月1日に、「海洋再生可能エネルギーの整備に関する法律（海洋再エネ整備法）」が施行され（従前の再エネ海域利用法の一部改正）、海洋環境等調査は環境大臣が行うこととなった。

月 日	説 明 先 （ 調 査 対 象 区 域 の 関 係 者 ）
5月11～25日	・いちき串木野市内の4県漁協支所 (羽島支所、串木野支所、串木野市島平支所、市来支所) ・同市内の貨物船関係者・造船事業者（7社）（甑島商船㈱、南薩砂利㈱ほか） ・串木野海上保安部、県内外の貨物船関係者（8社）
5月27日	・国への情報提供（各省庁の意見への対応や令和8年度の県事業の取組等の内容を反映）
7月10～15日	・県内の貨物船関係者（2社）
10月2日	・県内の貨物船関係者（1社）、海上自衛隊佐世保警備隊

※ いちき串木野市内の4県漁協支所、貨物船関係者、造船事業者、串木野海上保安部へはいちき串木野市と同行訪問。
※ 第9回で対象事業者として整理した24社うち県外4社は一時的な串木野新港使用のため説明不要（支障無）とのこと。

（参考）説明資料より ～セントラル方式におけるJOGMECサイト調査について～

南の宝箱 鹿児島

- 洋上風力の案件形成における課題として、**複数の事業者が同一海域で重複した調査を実施し非効率**であるほか、それに伴い**地元漁業における操業調整等の負担**が生じている。
- これら課題を解消するために、**案件形成の初期段階から政府が主導的に関与し、より迅速・効率的に調査等を実施する仕組（セントラル方式）の一環として、JOGMEC（※）が風況や海底地盤調査を実施**。調査結果については、公募に参加する事業者に提供し、公募で選定された事業者からは調査に要した費用を回収。

「セントラル方式」における案件形成プロセスのイメージ

※JOGMECは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」の略称
（Japan Organization for Metals and Energy Security）

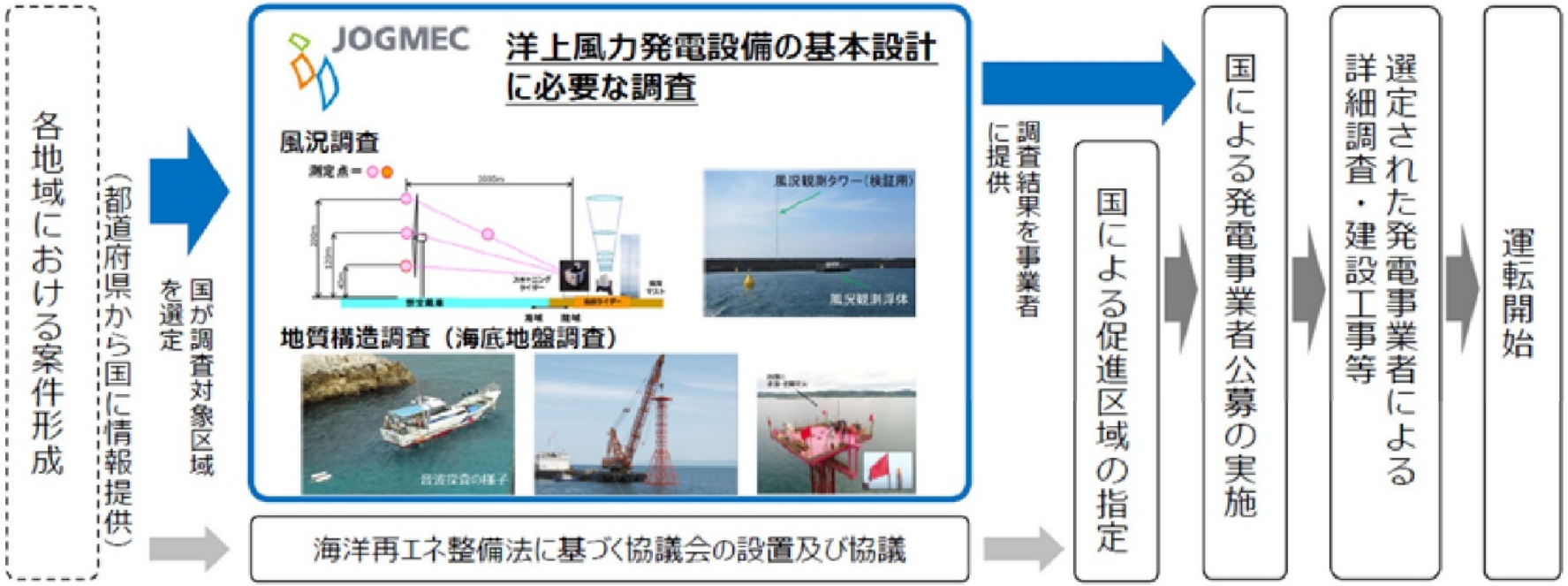

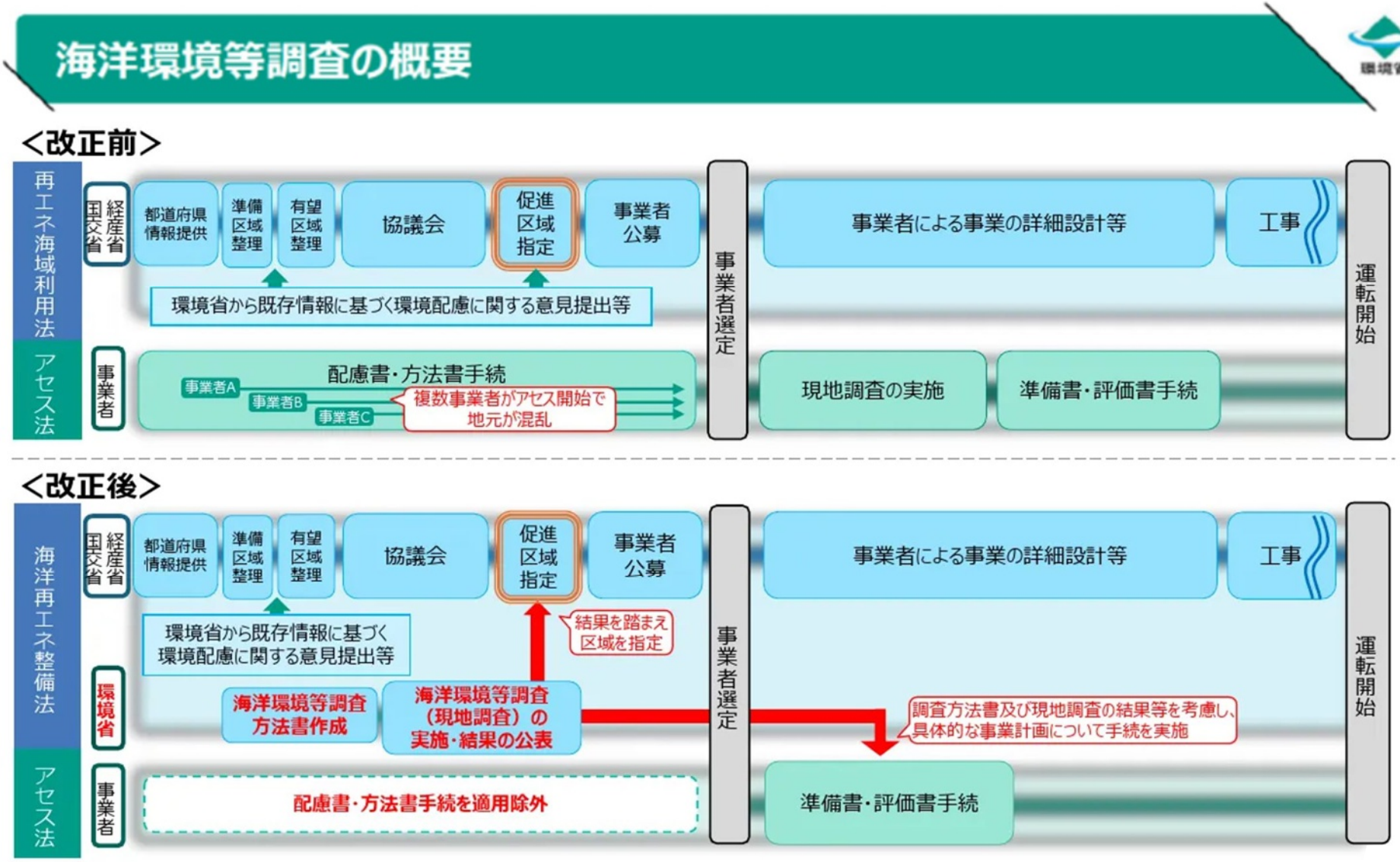
海洋環境等調査の概要
環境省
<改正前>
再エネ海域利用法
アセス法
経産省 国交省
事業者
都道府県情報提供
準備区域整理
有望区域整理
協議会
促進区域指定
事業者公募
事業者選定
事業者による事業の詳細設計等
工事
運転開始
環境省から既存情報に基づく環境配慮に関する意見提出等
配慮書・方法書手続
事業者A
事業者B
事業者C
複数事業者がアセス開始で地元が混乱
現地調査の実施
準備書・評価書手続
<改正後>
海洋再エネ整備法
アセス法
経産省 国交省
環境省
事業者
都道府県情報提供
準備区域整理
有望区域整理
協議会
促進区域指定
事業者公募
事業者選定
事業者による事業の詳細設計等
工事
運転開始
環境省から既存情報に基づく環境配慮に関する意見提出等
結果を踏まえ区域を指定
海洋環境等調査方法書作成
海洋環境等調査（現地調査）の実施・結果の公表
調査方法書及び現地調査の結果等を考慮し、具体的な事業計画について手続を実施
配慮書・方法書手続を適用除外
準備書・評価書手続

● 第9回研究会（令和8年3月26日）以降の県取組について

南の宝箱 鹿児島

◎　取組結果

・　県からの説明について、「いちき串木野市沖（4県漁協支所の共同漁業権内）」の関係者から、ご理解やご同意をいただいた。

・　このほか、いただいた主な意見は以下のとおり。

（主な意見）

・　調査の計画策定に当たって、４県漁協支所と丁寧に調整をしてもらいたい。

・　調査対象区域の漁期と漁場の関係について把握してもらいたい。

・　調査を行う前に、関係者に周知する文案を提供してもらいたい。

・　砂利採取への影響がないようにしてもらいたい。

・　旅客船は安全運航が第一であることから、調査の周知は、事前に航路調整ができるように、余裕をもって行ってもらいたい。

・　タンカーが出入りすることになれば、支障がないようにしてもらいたい。

・　調査に使用する船舶が串木野新港へ停泊する際には、野積み場への係留に支障がないようにしてもらいたい。

・　支障はないので、何かできることがあれば地元に協力したい。

・　JOGMEC調査に当たって仕事を引き受ける可能性もあり期待している（手伝いたい）。

● 第9回研究会（令和8年3月26日）以降の県取組について

② 国土交通省（航空局）の意見への対応

・　国意見『民間訓練試験空域といちき串木野市沖に重複があることから、当該空域を使用する事業者に対し、洋上風力発電の取組状況を説明する必要がある。』について、関係者へ県取組の説明を実施。



いちき串木野市沖
4県漁協支所権内
（県漁協 羽島支所、串木野支所
串木野市島平支所、市来支所）

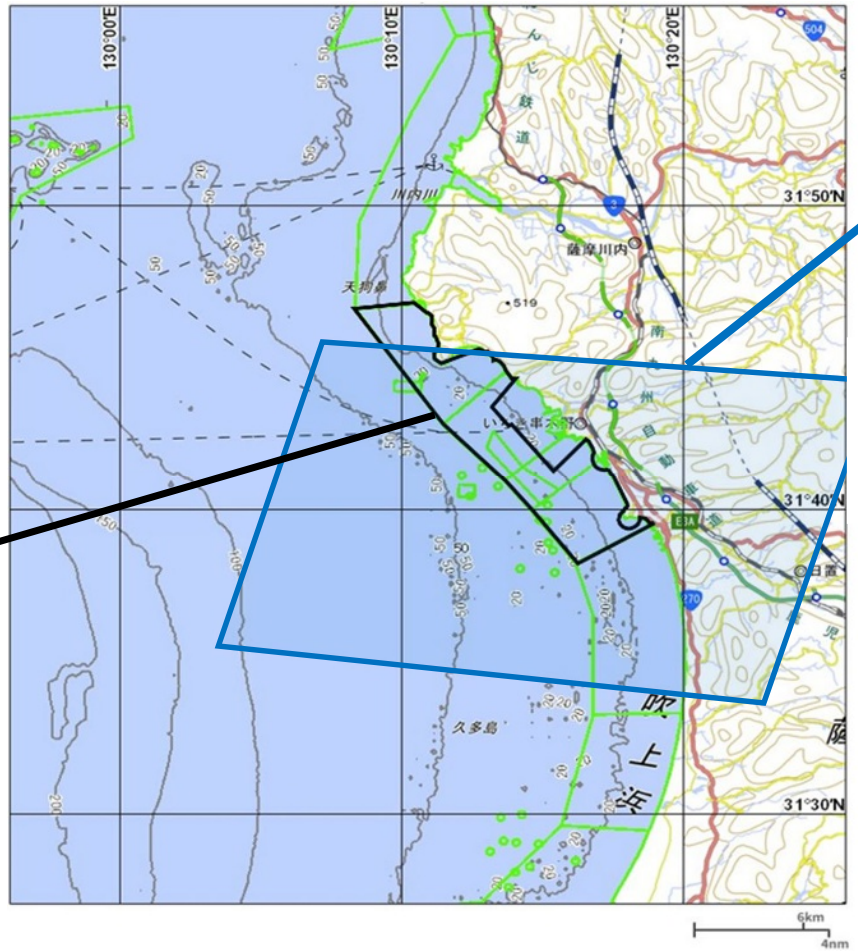

民間訓練試験空域
（KS12-1）

＜民間訓練試験空域＞
民間航空機が訓練飛行や試験飛行を行うため、航空法第95条の３の規定に基づき国土交通大臣が指定する空域

＜KS12－1＞
N31° 45`20" E130° 06`50" の地点
N31° 35`34" E130° 03`01" の地点
N31° 33`46" E130° 22`51" の地点
N31° 44`04" E130° 26`54" の地点
及びN31° 45`20" E130° 06`50" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,200m以下のもの

国土地理院（GIS）｜海上保安庁（JCG）｜水産庁　出典：海洋状況表示システム（https://www.msil.go.jp/）を加工して作成

（参考）説明資料より ～洋上風力発電に対する県の考え～

南の宝箱 鹿児島

- 洋上風力発電は、カーボンニュートラル実現に向けた再生可能エネルギー導入における重要な選択肢の一つ。
- 関連産業の立地など地域経済への波及効果も期待される一方で、**その導入に当たっては、関係市町や利害関係者、地元の方々の意向を踏まえながら、対応していく必要がある。**
- 県が設置する洋上風力発電に関する研究会において関係者の意見を丁寧に聞きながら、情報提供の可能性について積極的に議論を行う。

（参考）洋上風力発電に関する研究会（令和5年8月～）

参加団体	○ 自治体7 （鹿児島県、長島町、阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市、南さつま市） ○ 漁業者団体15 （東町漁協、北さつま漁協、県漁協川内支所、甑島漁協、県漁協羽島支所、県漁協串木野支所、県漁協串木野市島平支所、県漁協市来支所、県漁協江口支所、吹上町漁協、県漁協加世田支所、県漁協笠沙町支所、県漁協野間池支所、旋網漁協、県漁協） ○ その他事業者4 （㈲南国砂利、川内川砂利生産協業組合、南薩砂利㈱、甑島商船㈱）
対象区域	薩摩半島西方沖区域
開催回数	令和5年度：4回　令和6年度：3回　令和7年度：2回
議論の主な内容	○ 洋上風力発電の現状・課題等に係る情報共有 ○ 国への情報提供の可能性のある区域の検討



（参考）説明資料より ～洋上風力発電の運転開始までの流れ～

南の宝箱 鹿児島

- 海洋再エネ整備法に基づく洋上風力発電の運転開始までの流れは下図のとおり。
- **令和7年4月に国へ情報提供した「いちき串木野市沖」については、同年10月に「準備区域」に整理。**
- **「いちき串木野市沖」については、事業化決定前の段階であり、事業者や事業計画等は未定の状況。**

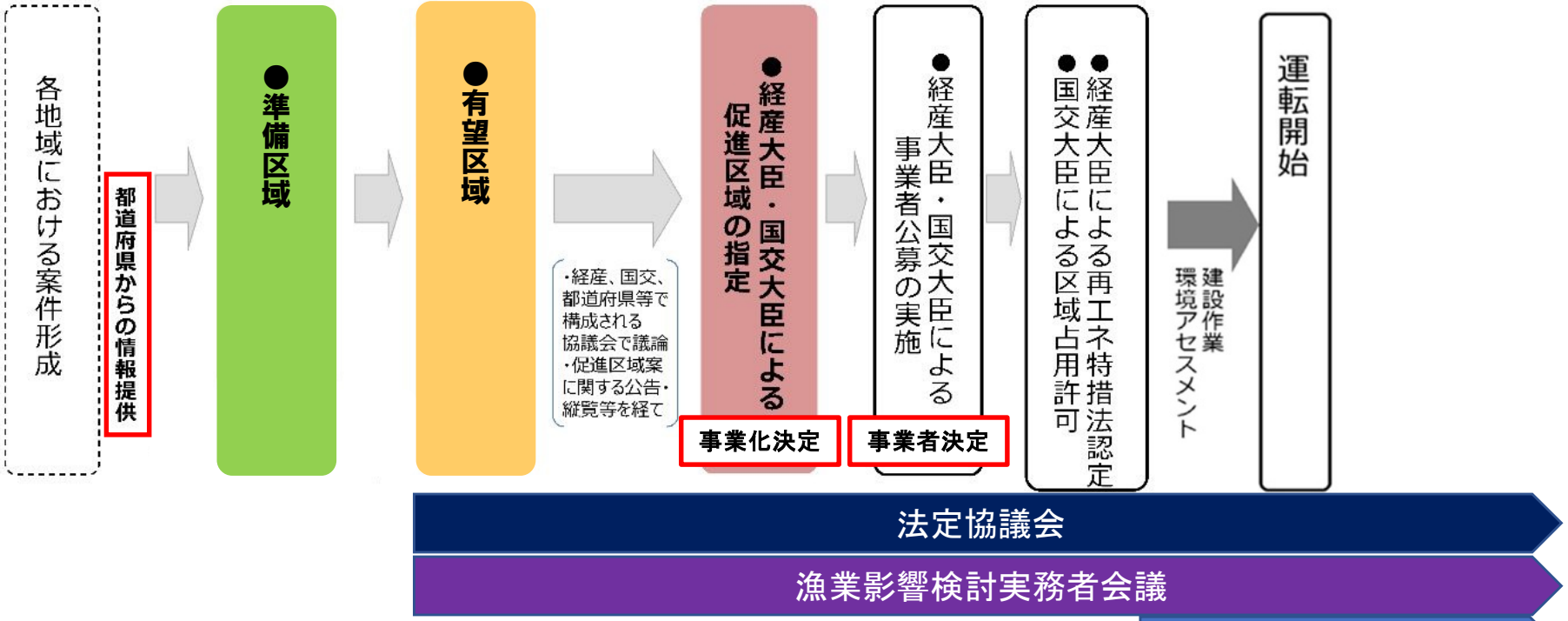

＜有望区域に整理されるための要件＞（促進区域指定ガイドライン）

① 促進区域の**候補地がある**こと

② **利害関係者を特定**し，**協議会を開始することについて同意を得ている**こと（協議会の設置が可能であること）

③ 区域指定の基準（系統確保，風況等の自然的条件，航路・港湾との調整等）に基づき，**促進区域に適していることが見込まれる**こと

○ **いちき串木野市沖を「準備区域」に整理する。**

（主な理由）

関係省庁に意見照会した結果、国土交通省から「**シートライアルを行う際の想定海域の把握**と、**当該区域との重複の有無について確認**を行う必要がある。」「**貨物船**（外航貨物船の木材輸出を含む。）の入出港があり、これらの**関係者への十分な説明**が行われていない実態があり、理解の促進が必要」との意見が提出されたこと等を踏まえ、第三者委員会による審議の結果、有望区域の要件を満たしていないと判断された。

（留意事項）

現状では、地元自治体等による住民の理解醸成活動が不十分であることから、**地域住民に対する理解醸成にも取り組むこと。**

（関係省庁からの意見）

省庁名	主な意見
国土交通省（海事局）	• いちき串木野市沖における船舶航行の実態を踏まえ、航行路を考慮した区域の整理が必要である。 • 船舶が支障なく安全に航行できるよう、いちき串木野市沖における船舶交通のルール作り等が必要である。
国土交通省（海上保安庁）	• 船舶（タンカーを含む）の航行に配慮した「風車設置計画」、「航行安全上の検討」が必要である。
国土交通省（航空局）	• 民間訓練試験空域といちき串木野市沖に重複があることから、当該空域を使用する事業者に対し、洋上風力発電の取組状況を説明する必要がある。
水産庁	• 一部の漁業関係者が間接的な影響を懸念しているため、引き続き説明と調整が必要である。
総務省	• 地域の放送事業者（テレビ・ラジオ）に対して、風車の設置予定場所等の情報提供を行う必要がある。

⇒ **令和7年10月以降、県では、各省庁からの意見を踏まえ、令和8年度の情報提供に向けて、関係市町とも連携しながら、地元住民への理解醸成に取組むとともに、利害関係者などとの必要な調整を実施。**

● 第9回研究会（令和8年3月26日）以降の県取組について

南の宝箱 鹿児島

◎　取組結果

月　日	説 明 先 （ 民 間 訓 練 試 験 空 域 使 用 者 ）
6月　9～12日	・県内外の運航者（4社）
7月16～27日	・県内の運航者（3社）

・　県からの説明について、空域使用者からいただいた主な意見は以下のとおり。

（主な意見）

・　洋上風力発電の風車の大きさが、300m近くもあるということを知らない操縦士は多いと思われ、本来、空域には何の障害物もないのだから、飛行中に急に巨大な風車に気づいたとなると、操縦士にとっては相当なプレッシャーがかかるのではないか。

・　飛行機であれば飛行高度が高いので支障はないと思われるが、ヘリコプターであれば、県本土と甑島間で、視界不良時に上空 300m辺りを低空飛行するのはよくあることなので、操縦士は風車の設置場所をあらかじめ把握しておく必要がある。

・　洋上風力発電がどこに設置されるのかという具体的な計画がないということなので、現時点では設置された場所における影響も想定できないので、何も言えることがないが、今後の進捗については引き続き共有してもらいたい。

● 第9回研究会（令和8年3月26日）以降の県取組について

南の宝箱 鹿児島

③ 国土交通省（海事局）の意見への対応

・ 国意見

『船舶の新造又は修繕の際に行われるシートライアル（試運転）の想定海域を把握し、「いちき串木野市沖」との重複の有無について確認する必要がある。』

『船舶航行の実態を踏まえ、航行路を考慮した区域の整理が必要である。』

『船舶が支障なく安全に航行できるよう、船舶交通のルール作り等が必要である。』

について、

海運4団体（日本内航海運組合総連合会、日本船主協会、日本旅客船協会、日本外航旅客船協会） へ、

- 令和7年度の貨物船関係者及び造船事業者との調整状況（第9回研究会にて報告）
- 令和8年度において船舶交通量の実態調査及び区域図の作成などを行うこと
- 船舶が安全に航行できるよう、県として丁寧に調整を行っていく考えであること

などについて説明を実施した。

月　日	主 な 説 明 内 容
6月　1日	・情報提供の実施、令和7年度の県取組、令和8年度実施予定の県取組
6月29日	・県の考え（エネルギー対策課長）
7月　3日	・県の考え（商工労働水産部長）

（参考）説明資料より ～第9回研究会資料と同一のため縮小して表示しています～

● 造船事業者への対応

【対象事業者の整理】

- いちき串木野市において，造船業に分類される８社の状況を確認
- 船舶の新造・修繕を行い，**シートライアルを実施する事業者**は，**２社**であった。

【訪問結果】

（主な意見）
- シートライアルを行う海域は，いちき串木野市沖の外側の海域（右図のとおり）である。
- 主に使用する港は串木野漁港で，**当該海域までの決まった航路**はない。
- **航路幅（風車間の距離）が１km程度あれば，取り扱う船舶の航行は十分可能**である。
- 県が進める洋上風力発電について，了解した。



出典：海洋状況表示システム（https://www.msil.go.jp/）を加工して作成

● 貨物船関係者への対応①

【対象事業者の整理】

① 串木野新港の港湾管理者に対し，令和５年度～令和７年度における**港湾統計調査の報告義務者**や港湾の**係留施設の利用者**を確認

② 串木野漁港の漁港使用料徴収業務委託先である串木野市漁協に対し，令和５年度～令和７年度における**漁船以外で漁港を利用する船舶運航者**を確認

①，②に基づき，
- 周年利用がある者，利用頻度の多い者，今年度複数回の利用がある者などを整理
- 対象事業者として整理した**２４社**について訪問・Web・資料送付により説明・意見聴取

利用状況の区分	利用者数	県内事業者	県外事業者
① 周年利用する者（港湾統計報告義務者）	１０社	９社	１社
② 周年利用する者（①以外の者）	２社	２社	－
③ Ｒ７を含む複数年度の利用＋利用日数が多い者	４社	３社	１社
④ Ｒ５～７の連続した利用がある者	６社	２社	４社
⑤ Ｒ７に複数回の利用がある者	２社	２社	－
利用者計	２４社	１８社	６社

※ 県内事業者には造船事業者２社を含む。

（参考）いちき串木野市沖における船舶通行量（2020年12月）

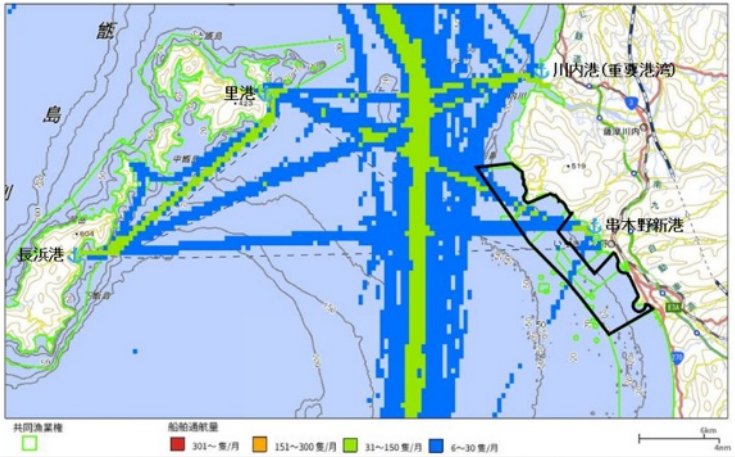

出典：海洋状況表示システム（https://www.msil.go.jp/）を加工して作成

（参考）いちき串木野市沖の区域内における航路等

- 海洋状況表示システムによる船舶交通量（2020年12月）のほか，甑島商船及び串木野国家石油備蓄基地から提供された定期船・タンカーの航路及び海砂の採取場所（県許可）をいちき串木野市沖に反映（当該区域図をもって貨物船関係者等へ説明を実施）

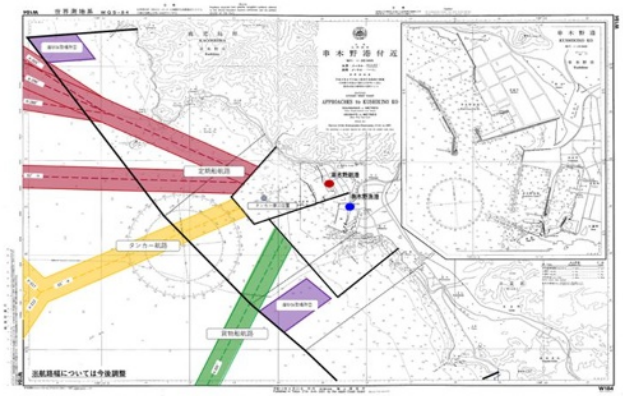

● 貨物船関係者への対応②

【訪問結果】

（いちき串木野市内貨物船関係者等の主な意見）

- **航路は既存の定期船航路とほぼ同じ**であり，**使用する船舶も小さく支障はない**。いちき串木野市沖の洋上風力発電については**全面的に協力**したい。（貨物船使用者）
- 船舶の運航において，南下の場合は**既存の貨物船航路**を，北上の場合は**既存の定期船航路を使用**する。**航路幅が１㎞程度あれば，航行は十分可能**である。（工事用船舶使用者）
- 現状は，既存の貨物船航路及び定期船航路を使用する。**詳細な風車の設置位置や航路が整理された段階で情報を共有**いただきたい。（貨物船使用者）
- **航路は譲り合って対応が可能**なため特段意見はないが，**海砂採取区域は風車の設置場所から除外**してもらいたい。いちき串木野市の発展のため協力したい。（海砂採取船使用者）

（県内外貨物船関係者の主な意見）

- 工事用の重機の輸送のため，年に数回，串木野新港を利用する。**航路は既存の定期航路とほぼ同じであり，特に影響はない。**（県内工事用船舶使用者）
- 工事用資材（砂利・採石等）運搬で串木野新港を利用する。主に既存の貨物船航路を航行しており，特に支障はない。**洋上風力発電事業は，仕事が増える機会**と捉えているので進めていただきたい。（県内貨物船・工事用船舶使用者）
- 台風時の避難先として，年に数回，串木野新港や串木野漁港を利用するのみ。**定期船等の航路や通れるところを航行**するので，特に影響はない。（県内工事用船舶使用者）
- **岸壁や荷捌き地の使用に影響がある場合**は，**代替場所の調整**をお願いする。（県内貨物船使用者）
- 現状は，既存の貨物船航路及び定期船航路を使用しており，特に支障はない。事業を進めるに当たっては，**船舶航行の安全確保に十分配慮**いただきたい。（県内貨物船使用者）
- 家畜飼料の運搬のため，年間を通して，串木野新港を利用する。**使用する船舶も小さく支障はない**と考えているが，風車の建設工事の際に，**荷捌き地が使えなくなり仕事ができなくなるといった状況は避けてほしい。**（県外貨物船使用者）

● 串木野国家石油備蓄基地への対応

【訪問結果】

（主な意見）

- **原油タンカーの串木野新港へのアプローチルート**及び**水先人の乗船位置**は下図のとおりである。
- **航路幅は１㎞程度あれば，航行は十分可能**である。
- 台風の際，防災船を串木野新港から川内港に避難させるが，概ね定期船航路と同じ航路を航行しており，調整も可能である。
- 風車の設置位置や航路の情報について共有しながら進めてもらいたい。



● 航路を踏まえた区域図の作成及び船舶航行の安全確保

【航路を踏まえた区域図の作成】

○ 令和８年度予算における県事業の概要
（**いちき串木野市沖に係る取組**）
① フォトモンタージュ作成
② 経済波及効果の算定
③ **船舶交通量の調査及び調査結果に基づく区域図（航路反映）の作成**※

⇒ 令和８年度において，作成したいちき串木野市沖の区域図をもって，**再度，貨物船関係者等への説明**を実施（令和８年11月頃～）

※ 公益財団法人日本海難防止協会作成の「洋上風力発電事業に係る航行安全対策ガイドブック ②基礎調査－2.2洋上風力発電設備設置海域周辺に関する現況の整理－2.2.2海上交通環境）」等を踏まえ，事業者への委託により作成する（予定）。

【船舶航行の安全確保】

- まずは，上記のとおり，**令和８年度において**，航路を反映したいちき串木野市沖の区域図をもって，貨物船関係者等への説明を行い，**区域に関する情報の共有と船舶航行についての意見聴取**を行う。（必要に応じて，関係者の意見を踏まえ区域図を調整）
- そのようにして整理を行った区域図及び貨物船関係者等の意見を持って，国土交通省の協力を得ながら，**令和９年度以降，法定協議会の場において船舶航行の安全確保等について議論**を行いたい。

● 第9回研究会（令和8年3月26日）以降の県取組について

南の宝箱 鹿児島

◎　取組結果

・ 県からの説明について、海運4団体からいただいた主な意見は以下のとおり。

（主な意見）

・　離隔距離は、令和８年３月24日に国土交通省から発出している事務連絡(※１)を踏まえて充分に検討を行うこと。

（※1）「一般海域における海洋再生可能エネルギー発電設備と船舶が頻繁に航行する海域との間の離隔距離の確保について（通知）」

・　離隔距離の検討には専門的な知識や知見が必要になることから、コンサルタント同席の元で、船舶関係者と協議しながら複数の航路シミュレーションを行う必要がある。

・　旅客船は、法令により異なる航路を航行できないので、旅客船の航路上に風車を立てるようなことがあってはならない。

・　風車が設置されることで、その風車を避けようとする他の船舶の影響により、旅客船の航行が妨げられるようなことがあってはならない。

・　串木野国家石油備蓄基地からの原油放出にはVLCC（※２）を想定すること。

（※２） 30万トン型タンカーで全長が約330ｍ、喫水は20ｍ超

・　タンカー停泊時には、強風や速い潮流の影響を受けることも想定し、水先人会や、コンサルタントに相談しながら、安全な離隔距離を検討すること。

●（参考）令和8年3月24日国土交通省事務連絡（離隔距離の確保について）

南の宝箱 鹿児島

※　国の事務連絡の要点を県で整理し作成

- **周辺を航行する船舶への影響を軽減するため、発電設備と航路との間に一定の離隔距離の確保が必要**
- **離隔距離については、発電設備の設置を検討する海域、発電設備の規模、周辺の船舶航行の実態、気象海象条件等の個別事情を考慮し、ケースバイケースで具体の数値を検討する。**

【具体的な離隔距離の考え方】

① 航行実態等の把握

検討対象とする海域及び周辺、その海域に接続する航路筋等における**船舶航行の実態把握**を適切に行う。

② 考慮すべき航路について

検討にあたっては、**発電設備群の外縁部と航路との間の離隔距離を確認**を行う。また、航路については、定期航路や一定の船舶が航行する航路筋など、当該海域の特性を十分に考慮し、利害関係者とともに対象とする航路を確認する。

③ 衝突を避けるために適切な離隔距離について

船舶が発電設備の近傍を安全に航行するためには、**船舶間の避航行動に要するスペースを確保**するための離隔距離を適切に確保する必要がある。

国際航路協会レポート（2018年）の数値を踏まえ、個別海域の事情と安全措置を検討の上、適切な離隔距離を確保すること。
離隔距離が**０．５海里（926m）未満では『許容できない』**、**１海里（1,852m）、２海里（3,704m）を『リスクを合理的に、実行可能な限り、できる限り低くできるのであれば、許容できる』**

④ 離隔距離に関わる利害関係者との調整について

法定協議会が設置、開催される前の検討段階では、事業の進捗にあわせて議論の熟度があがっていくことを含め、十分に利害関係者の理解を得る必要がある。

⑤ 施設配置計画時に留意すべき事項

事業者が発電設備の配置計画を議論する段階では、**必要に応じて航行安全委員会等を開催の上、詳細に検討**する

⑴　第９回研究会（令和８年３月26日）以降の県の取組について

①　令和8年度の「いちき串木野市沖（4県漁協支所の共同漁業権内）」の情報提供に当たって

②　国土交通省（航空局）意見への対応

③　国土交通省（海事局）意見への対応

⑵　令和８年度県事業の進捗状況について

⑶　セントラル方式におけるＪＯＧＭＥＣサイト調査について

● 令和8年度県事業の進捗状況について

南の宝箱 鹿児島

● 洋上風力発電に関する研究会の開催

（1,270千円）

＜目的＞

洋上風力発電に関する現状・課題等の共有を図りながら、薩摩半島西方沖における国への情報提供の可能性について検討する。

- 関係者による個別の協議が基本

- 研究会（全体）の開催
  - ○ 開催内容
    関係者協議に係る経過報告、その他洋上風力発電の現状等の情報共有　等
  - ○ 開催回数
    ２回予定（本日11月16日、２～３月頃）

● いちき串木野市沖に係る取組

（25,124千円）

① フォトモンタージュ作成
② 経済波及効果の算定
③ 船舶交通量の調査及び調査結果に基づく区域図（航路反映）の作成

※　①及び②の公表等を通じて、地域住民の理解醸成を図る。

令和８年度予算額　　２６,３９４千円

● 令和8年度県事業の進捗状況について

南の宝箱 鹿児島

◎　「いちき串木野市沖に係る取組」の委託先について

・　委託業務受託事業者：株式会社 建設技術研究所 鹿児島事務所

◎　委託業務内容について

業務項目	目的	業務概要
① フォトモンタージュ作成	主な眺望点から風車がどのように見えるのかをお示しし、県民の理解醸成につなげる。	✓ 調査地点の選定 ✓ 配置の検討 ✓ 景観撮影 ✓ フォトモンタージュの作成
② 経済波及効果の算定	「いちき串木野市沖」に洋上風力発電設備を導入した際の県内全域への経済波及効果を算定することで、県民の理解醸成につなげる。	✓ 関係者ヒアリング ✓ 総事業費の推計 ✓ 経済波及効果の分析
③ 船舶交通量の調査及び調査結果に基づく区域図（航路反映）の作成	対象海域を航行する船舶の安全航行の担保に向けて、対象区域における通航量および航行するエリアを把握する。	✓ 船舶交通量調査 ✓ 航跡図及び通過位置分布図の作成

● 令和8年度県事業の進捗状況について

① フォトモンタージュ作成について

＜風車の規格＞

- 国内外で洋上風力発電風車の大型化が進展し、再エネ海域利用法に基づく公募第2ラウンドの4海域では、いずれも15MW級風車の導入が計画されている。

→ ベスタス社の**15MW級**風車（V236-15.0MW）を想定する。

第2ラウンドにおける洋上風力発電事業の概要

海域	発電設備出力	風車	基数	備考
秋田県八峰町及び能代市沖	375MW	MHI Vestas Offshore Wind V236-15.0 MW	25基	15MW×25基。選定時からV236-15.0 MWを計画。
秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖	315MW	MHI Vestas Offshore Wind V236-15.0 MW	21基	15MW×21基。Vestasが受注済み。
新潟県村上市及び胎内市沖	684MW（選定時の値）	15MW級	46基	選定時はGE Haliade-X 18MW×38基。2026年に15MW級×46基へ変更。メーカー・機種は未決定。
長崎県西海市江島沖	420MW	MHI Vestas Offshore Wind V236-15.0 MW	28基	15MW×28基を計画。

フォトモンタージュ風車規格
（ベスタス社V236-15.0MW）

定格出力	ローター直径	ハブ高さ	最高高さ
15MW	236m	約144m※	約262m

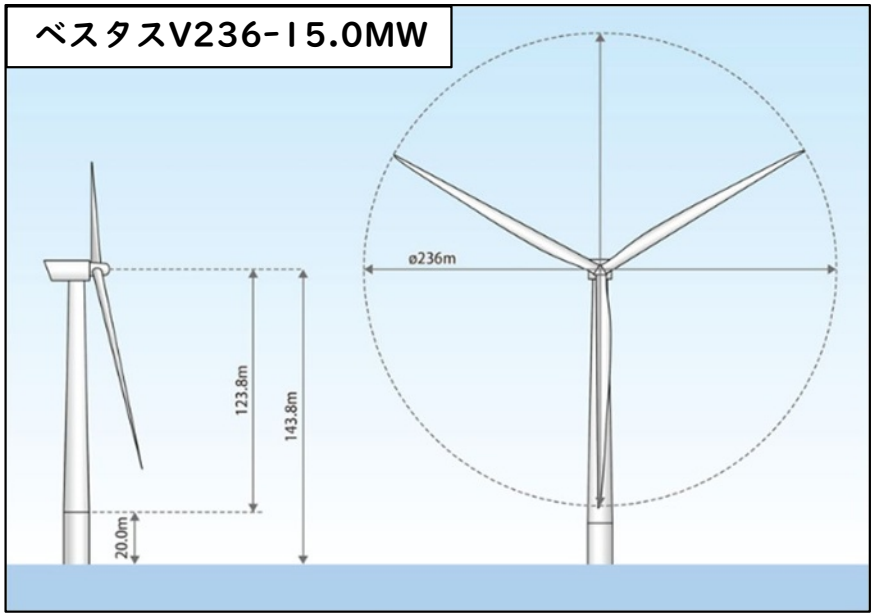

出典：みらいえのしま合同会社
「長崎県西海市江島沖公募占用計画の概要」

ベスタス社 V236-15.0MW 全体概観図

※ 風車の規格はあくまでフォトモンタージュ作成のための仮の設定であり、実際の事業計画を示すものではありません。

② 経済波及効果の算定について

（1）業務の全体像

- 「いちき串木野市沖」に洋上風力発電設備を導入した際の県内全域への経済波及効果を算定に向けて、洋上風力発電事業者等へのヒアリングによる最新の情報収集を行ったうえで、産業連関表を用いた分析により導き出す。

1.事業費推計 → 2.経済波及効果分析 → 3.シンポジウム報告

導入規模の設定 × 事業費原単位 × 県内発注率 → 投入部門

事業費原単位	県内発注率	投入部門
費目A	費目A	部門A
費目B	費目B	部門B
費目C	費目C	部門C
費目D	費目D	部門D
・・・	・・・	・・・

産業連関表による試算



シンポジウムにて報告

② 経済波及効果の算定について

（2）業務方針

- より精度の高い事業費の算出に向けては、既に促進区域となっている区域の選定事業者などから情報収集する必要があることから、ヒアリングを行う。

業務項目	使用する算定ツール	精緻化に向けた収集する情報	ヒアリング対象者案	導出内容
①事業ライフサイクル全体の経済効果	令和2年（2020年）鹿児島県産業連関表（鹿児島県）	✓ 各事業費目の県内企業への発注率	第1～3ラウンドの選定洋上風力発電事業者（数社選定）	✓ 洋上風力発電施設の開発・建設・運転保守・撤去に伴う効果を算出
		✓ 港湾整備の県内企業への発注率	基地港湾指定港湾課者（数自治体選定）	✓ 洋上風力発電に関連して港湾の正義や施設利用に伴う効果を算出
②地域新電力で域内循環することによる経済波及効果	地域経済波及効果分析ツール（環境省）	✓ 販売価格 ✓ 販売可能量	いちき串木野市産業立地課 ㈱いちき串木野電力	✓ 洋上風力発電した電力を新電力を通じて域内に売電した場合の効果を算出
③地域共生基金を活用した地域共生策により生まれる経済波及効果	令和2年（2020年）鹿児島県産業連関表（鹿児島県）	✓ 地域共生策に関連する設備・工事の県内企業への発注率 ✓ 対象とする地域共生策の優先順位		✓ 地域共生策の実施に伴う事業の設備費・工事費等の県内調達率を踏まえた効果を算出
④地方自治体の収入	地域経済波及効果分析ツール（環境省）	✓ 想定事業計画（販売価格、販売可能量等に基づく）		✓ 法人住民税、法人事業税、固定資産税、地方交付税を算出

③　船舶交通量の調査及び調査結果に基づく区域図（航路反映）の作成

（1）船舶航行の実態調査の実施概要

- 観測は１０月２２日（0：00）～２4日（8：00）に連続５６時間実施。
  ※観測3 日目については、台風接近による荒天のため、8:00 をもって観測を終了
- 串木野サンセットパーク及び旧串木野港灯台にて観測。
  ※対象海域（情報提供と同様の海域範囲）の全容が把握できる個所として選定
- AIS搭載船についてはAIS受信装置を設置してレーダ観測及び目視観測を行うとともにAIS搭載のない船舶等の目視観測を行い記録。
  ※AIS搭載義務：総トン数300トン以上の外航船、総トン数500トン以上の内航船
- 毎正時に操業する漁船・錨泊船・漂泊中のプレジャーボートの位置、隻数、船種等気象・海象（天候、風向き、風速、波高など）を記録。

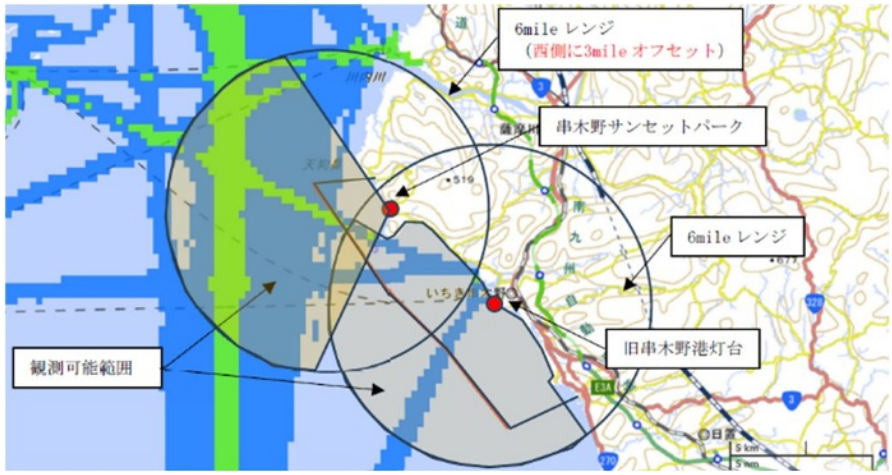

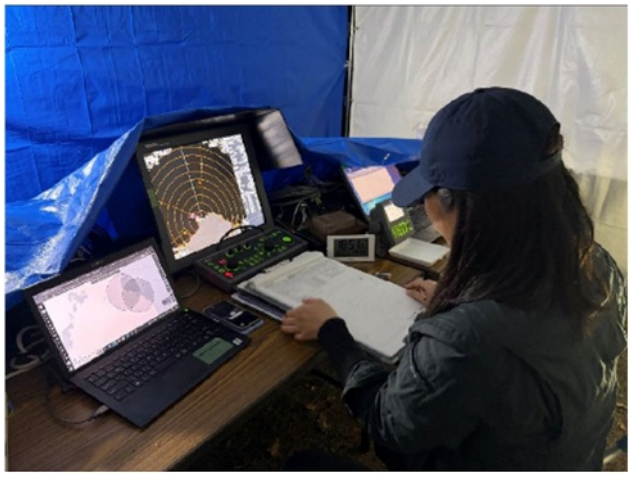

＜左図：調査地点、右図：調査様子＞

③　船舶交通量の調査及び調査結果に基づく区域図（航路反映）の作成

（2）調査結果に基づく区域図（航路反映）の作成方針

- 現在、以下の整理を行っており、結果を基に航跡図、航路密度図、速力分布図等を作成。

＜主な内容＞

- 通過船舶について、船種・船型別、時間帯別、通過方向別に整理する。
- 毎正時の気象等や漁船・錨泊船・プレジャーボートの隻数、位置等を整理する。

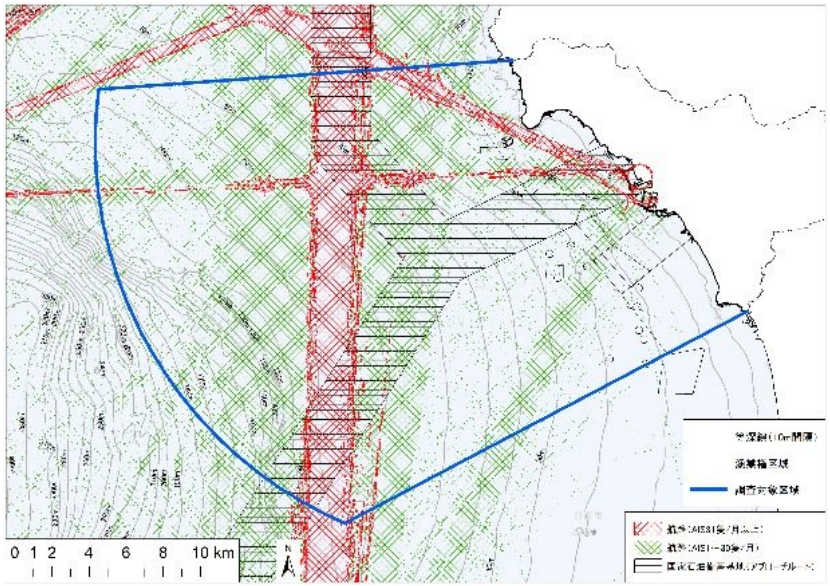

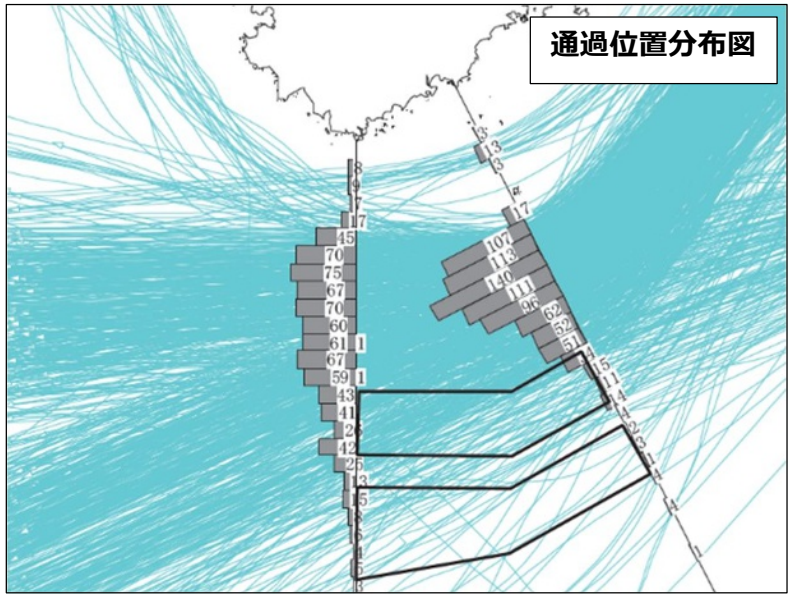

＜図　作成する区域図イメージ（左図：弊社実績（いちき串木野市）、右図：日本海難防止協会資料より引用）＞

⑴　第９回研究会（令和８年３月26日）以降の県の取組について

①　令和8年度の「いちき串木野市沖（4県漁協支所の共同漁業権内）」の情報提供に当たって

②　国土交通省（航空局）意見への対応

③　国土交通省（海事局）意見への対応

⑵　令和８年度県事業の進捗状況について

⑶　セントラル方式におけるＪＯＧＭＥＣサイト調査について